

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（介護分）個人用申請書（記載例）

申請日	令和2年〇月×日	提出する日を記載してください。
対象期間内に勤務していた介護サービス事業所・施設等の所在する都道府県知事あて申請		受付印
和歌山県知事 様		

○下記の事項に同意の上、慰労金を申請します。

申請前に必ず全ての項目を確認してください。

- ①和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号）第5条の2に規定する除外要件に該当しません。
- ②当該介護サービス事業所・施設等での勤務実態が条件を満たしていない場合は申請できません。
- ③勤務先の法人等による代理申請であるか個人による申請であるかを問わず、同一人について複数（2回以上）の慰労金の申請はできません。
- ④都道府県が、裏面に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振込が完了せず、かつ、別に定める申請期限までに、都道府県が申請者に連絡をしようとしても連絡がとれない場合には、都道府県は申請が取り下げられたものとみなします。
- ⑤慰労金の給付条件を満たしていなかった場合、記載内容に虚偽があった場合又は複数の慰労金の給付を受けた場合は、不当利得として返還していただきます。
- ⑥慰労金は、裏面に記載された口座に支給します。氏名等に変更があった場合は速やかに申し出てください。

①申請者の氏名等

申請者本人の印を押印してください。

(フリガナ)	氏名	住所	生年月日
	ワカヤマ タロウ	〒640-8585	(西暦で記入してください。)
	和歌山 太郎 印	和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地	1980年1月1日
日中連絡可能な電話番号	090-〇△×◇-■●◎▲		
電子メールアドレス	〇△×◇@■●◎▲.jp		

日中に電話連絡がとれない可能性の高い方等は必ず記入してください。

②申請額等（該当する金額を○で囲んでください。）

申請額	20万円	<p><<共通要件>></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年2月13日から令和2年6月30日までの勤務日数が、通算して10日以上 ・利用者との接触を伴う業務に従事 ・本件以外の慰労金の申請及び支給を行っていないこと 	<p>①感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者とする職員</p> <p>②（通所・施設系）：感染者・濃厚接触者発生日以降に勤務を行った職員 （訪問系）：感染者・濃厚接触者に実際にサービスを提供した職員</p> <p>※上記の①かつ②の要件を満たす方が対象です。 ※本区分による申請をする場合は、当該介護サービス事業所・施設等に対して、別に定める「慰労金（20万円）に係る申告書」の作成を依頼していただき、同書を添付していただく必要があります。</p>
	5万円		上記以外の職員

③勤務先における申請者の業務内容等 ※本欄は介護サービス事業所・施設等において記載してください。

勤務先の名称	事業所番号	住所	
特別養護老人ホーム〇〇苑	3012345678	和歌山市和歌浦西2丁目1-22	
勤務先での職種	サービス種類	利用者との接触の有無	
介護福祉士	介護老人福祉施設	有 ・無	
令和2年2月13日から令和2年6月30日までの勤務日数	勤務先における主な業務内容		
90日	食事介助、入浴介助、排泄介助等		
勤務先の証明	社会福祉法人〇〇会	理事長	紀州 花子 印

法人の代表者の印を押印してください。

注：1カ所の勤務だけでは日数要件に満たない場合、勤務した日数を合算できますが、その場合はこの用紙を追加して①（申請者の氏名と印及び生年月日のみで可）、③の欄に記載したものを2枚目以降に重ねてホッチキス等により綴じて提出してください。

★裏面にも記載箇所があります。

（申請書裏面）（記載例）

【受取口座記入欄】 ※**長期間入出金のない口座又は債権譲渡された口座は記入しないでください。**

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰で記載)							(フリガナ)
			1	2	3	4	5	6	7	口座名義
○× 1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	△□ 本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座	1	2	3	4	5	6	7	ワカヤマ タロウ
	支店コード	123								和歌山 太郎

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6行目がある場合は※に記載)								(フリガナ)
									口座名義
ゆうちょ銀行を選択した場合は、 貯金通帳の見開き左上 または キャッシュカードに記載された記号・番号 を記載してください。	※								

誤りがないか、再度通帳等で確認をしてください。

本人確認書類写し貼り付け欄（下記の（1）又は（2）のいずれかの書類を選択）
※いずれの場合も、申請日において有効期間内のものに限りです。

（1）1点で本人確認ができるもの（本人の写真が貼付されているものに限る。）
運転免許証の写し、旅券（パスポート）の写し等
※上記を所持していない方で、マイナンバーカードの写しを貼付される場合は、**写真がある表面のみ**写しをとっていただき貼付願います。**マイナンバーが記載されている裏面の写しを誤って添付しないよう十分ご注意ください。**
また、**通知カードは本人の写真がないため使用できません。**

（2）2点で本人確認ができるもの
例：健康保険証の写し＋学生証（本人の写真付き）
共済組合員証＋法人（国又は地方公共団体の機関を除く）が発行した身分証明書（本人の写真付き）

受取口座確認書類写し貼り付け欄

・上記の受取口座の通帳の写し（金融機関名、支店名、支店コード、分類（預金種別）、口座番号、口座名義人等が記載された部分のみ）

※通帳が作成されていない場合の確認書類例

- ・当座預金：入金帳又は年間の取引一覧等の写し（上記の登録口座に係る情報を確認できる部分のみ）
- ・ネットバンク：上記の登録口座に係る情報を確認できるパソコン又はスマートフォンの画面等の写し

※写し不鮮明であること等によって、上記の受取口座にかかる情報が1つでも確認できない場合は、振込ができなくなり、慰労金の支給が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

チェックリスト

（以下の項目について必ず確認し、確認後はチェック欄（□）にレを記入してください。）

- ①記載漏れや記載誤りがないか、再度ご確認ください。
- ②特に、記入した口座番号等と添付した通帳等の写しの口座番号等が一致することをご確認ください。
- ③添付資料に漏れがないかご確認ください。
- ④慰労金について、勤務先の法人等による代理申請及び個人による申請は行っていません。また、いずれの方法においても再び申請しません。
- ⑤慰労金の給付条件を満たしていなかった場合、記載内容に虚偽があった場合又は複数の慰労金の給付を受けた場合は、慰労金の返還をしなければならないことを確認しました。